最終更新日：2015年6月26日
英和株式会社
代表取締役社長　阿部　健治
問合せ先：取締役常務執行役員管理本部長　山枡　理伸　TEL:06-6539-4801
証券コード：9857
http://www.eiwa-net.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

（1）「事業は人なり、人は和なりを原点として、事業を通じ会社の繁栄、社員の福祉、株主の利益、取引先との共存共栄の維持向上を図りつつ、社会に奉仕貢献すること」という当社の経営理念を実現するために、経営上の組織体制や仕組みを整備し、必要な施策を実施していくのが、英和グループのコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方であり、経営上の最も重要な課題のひとつと位置づけています。当社では従来の取締役と監査役の枠組みの下で任意の執行役員制度を導入し、経営の監督と執行の分離を進めるための諸施策を行っており、この形態が当社の経営理念の実現に貢献できるものと考えております。
（2）上記方針に基づく業務執行監督については、取締役会の監督のみならず、監査役会や監査部の強化、リスクマネジメント委員会やコンプライアンス委員会等の各種委員会活動、QMS（品質マネジメント）、EMS（環境マネジメント）及びRMS（リスクマネジメント）の自主的な活動ならびに金融商品取引法に定められた財務報告に係わる内部統制報告制度の適確な運用を通じて、株主その他ステークホルダーの期待に応えられる体制の整備をはかっております。
（3）当社が監査役会設置会社形態を採用している理由については、当社の規模、業界の特徴等を考慮し、監督機能を取締役会に集中させることで、任意の執行役員制度を有効に運営できるものと判断したものであります。
なお、監査役会は社外監査役を含めて組成しております。
また、取締役等の選任に関しては、業界の特徴を熟知し、かつ取締役・監査役としての見識を備えた人物の登用を基本とし、社内にその素養を持った人物がいない場合は、外部から招聘しております。
その報酬等に関しましては、管掌業務の内容や形態等を考慮し、既存役員の報酬額と調整の上で決定しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
阿部　健治	416,339	6.43
東京計器株式会社	246,840	3.81
阿部　和男	241,700	3.73
松村　展行	230,000	3.55
長野計器株式会社	206,600	3.19
阿部　英男	175,366	2.71
英和社員持株会	173,213	2.67
株式会社百十四銀行	165,188	2.55
伊藤　信子	85,600	1.32
滝川　珠代	84,800	1.31

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3 月
業種	卸売業
直前事業年度末における（連結）従業員数	100人以上500人未満

直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	8 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5 名
社外取締役の選任状況	選任していない
指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人の連携状況につきましては、期初に年間監査スケジュールの調整を行った後、監査役の業務監査と会計監査人の会計監査の実施結果報告書に基づき、定期的(およそ2ヶ月に1回)に会合を持ち、改善等の指示・要望を責任者に伝え、効率的な経営に努めております。
内部監査部門につきましては、当社の全拠点を毎期必ず業務監査できるように行っており、監査役監査との重複とならないようスケジュールに配慮して対応しております。なお、それぞれの業務監査後は、随時に打合せ時間をとり、抽出された課題に対し改善に向けた提言やフォローアップを直接責任者に報告しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
仲林　信至	他の会社の出身者													
藤田　傑	税理士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
仲林　信至	○	仲林塗料株式会社　代表取締役社長。 独立役員。	会社代表者として経営管理に精通しており、異業種での経験を踏まえた見識で、客観的且つ公正な視点からの監査が可能であると考えております。 なお、同氏は独立役員の属性として、取引所が規定する項目に該当するものはありません。 従って一般株主と利益相反を生ずるおそれはないと判断しております。
藤田　傑	○	藤田傑税理士事務所　代表。 独立役員。	税理士として、会計・税務に関する専門的な知識や経験を有しており、経理的観点から監査体制の強化を図ることができるものと考えております。 なお、同氏は独立役員の属性として、取引所が規定する項目に該当するものはありません。 従って一般株主と利益相反を生ずるおそれはないと判断しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	2 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

当社を取り巻く経営環境等を勘案し、実施しておりません。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

役員の報酬額については、取締役及び監査役の別に、総額にて有価証券報告書並びに事業報告において開示しております。
なお、取締役及び監査役に支払った報酬額の総額は、取締役　135百万円、監査役　18百万円（うち社外監査役　6百万円）、合計　154百万円となっております。（いずれも役員賞与、退職慰労引当金を含み、百万円未満は切り捨てております。）

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

―――

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外監査役を補佐する担当セクションや担当者はおりませんが、常勤監査役が社外監査役との定例的なミーティングを実施するとともに、監査部等のスタッフが監査役を支援できることとしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）更新

監査役設置会社として、取締役による的確な意思決定と迅速な業務執行を行うとともに、2名の社外監査役を含む3名の監査役による客観的で公正な監視を可能とする経営体制を構築し、コーポレート・ガバナンスの充実が図れるよう、その実効性を高める体制としております。なお、社外取締役は選任しておりません。

業務執行の方法につきましては、取締役会が決定した経営方針に従い、定期的に行われる経営戦略会議（執行役員等が中心）で業務分担を取決めて執行する方法をとっており、具体的には更に総合部会や部内会議で部門長及び所轄長に直接指示・命令することにより執行する方法をとっております。

なお監査・監督の方法につきましては、取締役は主として取締役会において執行役員等から報告を受けるとともに、監査部等に指示し、または監査部等から報告を得て、執行役員以下の業務執行を監督しております。

監査役は各部会等に出席して業務執行および取締役の監督の状況を監査するとともに、監査部等及び会計監査人と協議し、業務執行の現場に出向き、指示・命令された業務の執行状況等をチェックしております。

監査部門（スタッフ数は平成27年5月末現在5名）は、社長直轄の内部監査組織として、内部監査手続きに基づき、全拠点の業務監査を行っております。

また、リスクマネジメント、コンプライアンスにつきましては、それぞれ委員会を設置し、社員への浸透をはかることにより、CSR経営の向上に努めております。

なお、会計監査人である有限責任監査法人トーマツにて当社の会計監査業務を執行する指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士は、高崎充弘氏、矢倉幸裕氏であり、継続関与年数は全員7年以内の為、記載を省略致します。

監査役の監査体制の実効性を高めるための取組みとして、各監査役がオブザーバーとして参加する、代表取締役社長を責任者とした、管理本部長、財務を担当する取締役等及び監査部長を委員とする監査体制検討委員会を設置しております。

当社定款の定めにより、当社と取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）、監査役及び会計監査人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金100万円または法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額としております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は社外取締役を選任しておりませんが、社外のチェックという観点からは、独立役員である社外監査役2名が、監査役としての立場から担うべき法的な役割を果たした上で、各々が有する会計・税務、経営管理に関する専門的な経験や知識等を活かしながら、社外からの招聘者として経営陣から一定の距離をおいた上で取締役会に参加し、客観的かつ公正な視点及び一般株主の利益保護の観点から助言を行うことで、経営監視機能の客観性及び中立性確保が図られているため、コーポレート・ガバナンス体制が十分に機能しているものと考えております。

社外取締役の選任については、実際の就任が頂けるよう社外取締役の責任免除規定を定款に盛込んで準備しております。

当社の経営理念とコーポレート・ガバナンスに関する考え方をご理解いただける適任者があれば社外取締役として招聘いたしたいと考えております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	当社は従前から集中日を回避し、株主総会の形骸化を防ぐ努力をしております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ディスクロージャーポリシーを作成し、当社ホームページにて公表しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	最低年1回、個人投資家向け説明会を開催しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	東京で代表者自身によるアナリスト・機関投資家向け説明会を適宜開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	有価証券報告書、決算説明用ハンドアウト、決算短信、株主通信、その他ディスクローズ情報を当社ホームページで公開しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	経営企画部が担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	ISO14001を全拠点で取得済みであるほか、製造子会社双葉テック株式会社にてISO9001も取得、活動中であります。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

（1）基本的な考え方

「事業は人なり、人は和なりを原点として、事業を通じ会社の繁栄、社員の福祉、株主の利益、取引先との共存共栄の維持向上を図りつつ、社会に奉仕貢献すること」という当社の経営理念を実現するために、経営上の組織体制や仕組みを整備し、適正な運用を現実に実施していくことが、英和グループの内部統制システムに関する基本的な考え方であり、経営上の最も重要な課題のひとつと位置づけています。

当社では、従来の取締役と監査役の枠組みの下で任意の執行役員制度を導入し、経営の監督と執行の分離を進めるための諸施策を行っており、この形態が当社の経営理念の実現に貢献できるものと考えております。

また、全ての社員が経営理念の実現に貢献できるよう、役員を含めた社員の行動基準を定めた「役職員行動規範」に則り、健全な社会規範の下で業務を遂行すると共に、リスクマネジメント委員会やコンプライアンス委員会の活動を通して、企業活動における法令順守、公正性、倫理性を確保するための個々人の活動もサポートし、持続可能なCSR経営を積極的に推進します。

（2）整備状況

内部統制に関する体制や環境の構築状況ですが、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保し、その他業務の適正を確保するための当社の体制は、末端である各拠点における、QMS（品質マネジメント）、EMS（環境マネジメント）及びRMS（リスクマネジメント）の自主的な活動や、金融商品取引法に定められた財務報告に係わる内部統制報告制度の適確な運用を基本として、経営計画の実行主体である経営戦略会議（執行役員が中心）の指示・命令・実行が法令および定款に適合しているかのチェックを、取締役会および監査部、監査役会ならびに公認会計士（監査法人）が互いに蜜に連絡をとりながら実施しております。

また、各種損失発生を防止する為の危機管理、発生した際の対処方法等を担うリスクマネジメント委員会、法令遵守の的確な運用に資するコンプライアンス委員会といった内部牽制組織が一体として監査・監督することで、適正を確保する体制をとっております。更に、職場における社内規則や法令の違反行為、財務報告の信頼性に重大な影響を与える行為、企業倫理違反行為、その他の当社の社会的信用を低下させる行為を当社社員が会社に通報する「内部通報規程」を制定し、一層の企業倫理の向上と経営の健全化を図っております。情報管理体制としては、「文書管理規程」、「インサイダー取引管理規程」、「機密情報管理規程」、「個人情報管理規程」等を定め、社内文書並びに重要情報の管理を徹底し、機密情報の漏洩、インサイダー取引等の発生防止を図っております。

また、子会社各社についても、当社同様の内部統制に関する諸規程を制定してグループ一体として業務の適正を確保しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

（1）基本的な考え方

当社は「役職員行動規範」に従い、反社会的勢力から不当な要求を受けた場合は、安易な金銭的解決を図ることなく毅然とした態度で対応し、且つ反社会的勢力及び反社会的勢力と関係ある取引先とはいかなる取引も致しません。

（2）整備状況

「大阪府企業防衛連合協議会」および「西警察署管内企業防衛協議会」に加盟しており、平時よりその会合に積極的に参加することで、企業防衛に関する必要な情報収集に努めるとともに、当該事案が発生した場合は、必要に応じて外部の専門機関および弁護士等と連携し、適切な対応策を講じることにしております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

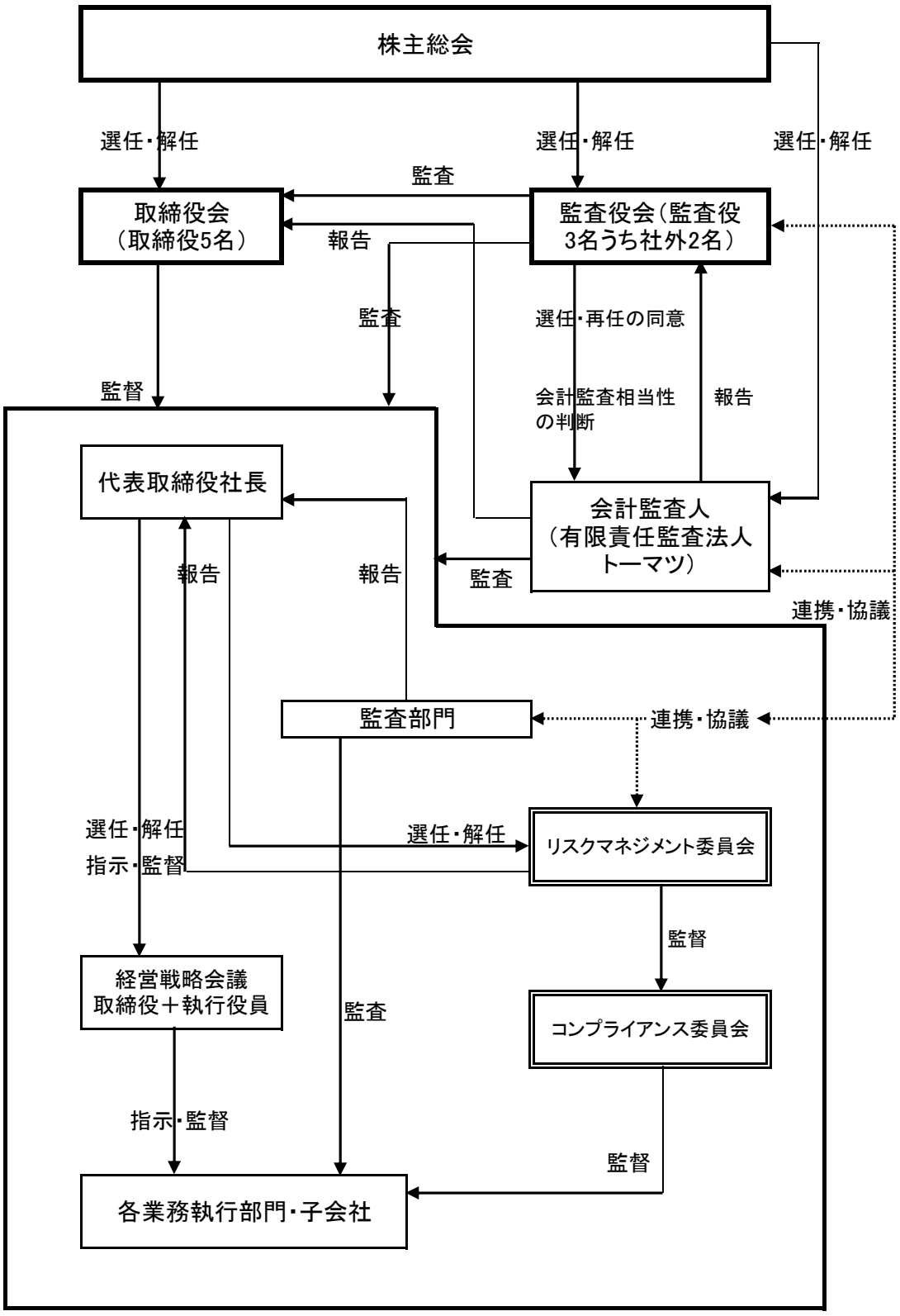
該当事項はありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

（1）コーポレート・ガバナンス体制の概要
　コーポレート・ガバナンス体制については、添付【参考資料1】をご参照ください。
（2）適時開示体制の概要
a. 基本的な考え方
　当社は、当社に与えられた社会的責任・公共的使命を十分果たすと共に、株主・投資家をはじめとするすべてのステークホルダーズから確かな信頼及び正当な評価を頂くことができるよう、社内規程（情報開示規程、インサイダー取引管理規程）に基づき、下記方針の通り適時適切な開示を行うことを基本姿勢といたします。
・金融商品取引法など関連法令および証券取引所の開示規則等を遵守いたします。
・投資家が適切な投資判断を形成する為に重要な情報を積極的に適時・適切に開示いたします。
b. 社内体制
　情報開示に関する基本的な考え方に基づき、管理本部長を委員長とした開示委員会を設置し、適時開示における情報の重要性や開示内容の妥当性を判断いたします。
・情報収集
　当社グループにおいて重要性のある情報が発生した場合は、情報管理者である各部門長及び子会社各社長より各現場からの情報を総務部に集約し、一元管理いたします。
・適時開示の判断
　報告された適時開示に係る情報については、総務部長が開示委員会委員長に開示委員会開催の要否の指示を求め、招集される場合は速やかに開示委員会を開催し情報の適時性・適法性・正確性が確保されるよう審議し、開示の要否を決定いたします。
・適時開示の手続
　決定事実および決算情報については開示委員会委員長より開示委員会審議内容を取締役会に付議し、決裁承認後遅滞なく開示いたします。また、発生事実については、開示委員会の審議後、代表取締役社長の承認をもって発生後遅滞なく情報開示し、取締役会へは事後報告といたします。
c. 適時開示に係る社内体制については、添付【参考資料2】をご参照ください。

【参考資料1】

模式図


株主総会
選任・解任
選任・解任
選任・解任
監査
取締役会
（取締役5名）
監査役会（監査役
3名うち社外2名）
報告
監査
選任・再任の同意
監督
会計監査相当性
の判断
報告
代表取締役社長
会計監査人
（有限責任監査法人
トーマツ）
報告
報告
監査
連携・協議
監査部門
連携・協議
選任・解任
選任・解任
指示・監督
リスクマネジメント委員会
監督
経営戦略会議
取締役＋執行役員
監査
コンプライアンス委員会
指示・監督
監督
各業務執行部門・子会社

【参考資料2】

適時開示に係る社内体制

